

東京都公報

発行
東京都

目次

133

○一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………
（総務局人事部制度企画課）……………

規則（教）

○東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………
○東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………

規程（文）

○東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………

規程（水）

○東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………

規程（下水）

○東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………

訓令（議）

○一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部改正……………

規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の任用等に関する規則

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条第一号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

ロ 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第二条第一号ハを削る。

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加え、同条第八項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長が定める。

2 局長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、総務局長が別に定める職については、この規則による改正後の会計年度任用職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の総務局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、総務局長が別に定める。

規 則 (教)

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十五号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「とは、」の下に

「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、」を加え、「者のうち」を「者で」に、「一会計年度」を「任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内
 - 二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内
- 第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。
- 第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。
- 第五条を次のように改める。

(任期)

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育長が定める。

2 教育長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職については、この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された

場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される東京都公立学校の非常勤の職員(以下「一般職非常勤職員」という。)」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者(これに相当する者を含む。)」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職(以下「当該職」という。)」に改め、「を当該職」の下に「同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

(任期)

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育長が定める。

2 教育長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める職については、この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

規程(交)

●交通局規程第四十一号

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で職員部長が定める。

2 職員部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の前日に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「に」について、前年度に当該職を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

(任期)

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で職員部長が定める。

2 職員部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の前日に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員と同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する

規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、任期」に改め、「非常勤の職に従事する」を削り、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「に」について、前年度に当該職を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）」に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

(任期)

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で職員部長が定める。

2 職員部長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に設置された一般職の非常勤の職のうち、職員部長が別に定める職については、この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の職員部長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、職員部長が別に定める。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議長 尾崎 大介

一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都議会議長 尾崎 大介

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の任用等に関する規程

第一条中「第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「一会計年度」を「法第

二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員のうち、「任期」に、「非常勤の職に従事する者」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一週間当たりの勤務時間が三十一時間以内

二 一日の勤務時間が七時間四十五分以内

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第四条第一項から第三項までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第五項第一号中「について、前年度に当該職」を「又は当年度に設置されている職（以下「当該職」という。）に改め、「を当該職」の下に「と同一の職務内容と認められる職」を加え、同条第七項第三号中「前年度」の下に「及び当年度」を加える。

第五条を次のように改める。

（任期）

第五条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長が定める。

2 局長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

第六条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附則

1 この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に設置された一般職及び特別職の非常勤の職のうち、局長が別に定める職については、この訓令による改正後の会計年度任用職員の任用等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規程第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、局長が別に定める。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

